

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課（06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	河川区域内における土砂等の採取の許可
概要	河川法では、河川区域内の土砂等の採取をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとしています。河川敷地内の土石や竹木、あし、かや等を採取する場合には、許可申請書を河川管理者へ提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	河川法第25条 砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日建設事務次官通達） （建設局道路河川部河川課窓口にて設置）
審査基準	以下の基準に該当すること。 ・河川管理施設若しくは許可工作物損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。 ・申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 ・砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）によること。 ・竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	許可申請書および関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000305798.html
備考	